

令和5年度 岐阜県観光連盟

岐阜関ヶ原古戦場を核とした県内周遊促進送客助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下、「連盟」という。）が、大河ドラマ「どうする家康」の放送により、全国的に関心が高まっている家康ゆかりの地「関ヶ原古戦場」を核とした県内周遊を促進するため、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ団体旅行を造成・販売した旅行者に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた事業者とする。

2 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（以下「暴排措置要綱」という。）第3条に規定する暴排措置の対象となる事業者は、本助成事業の対象としないものとする。

(助成要件)

第3条 事業の対象となる旅行商品は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 記念館に有償にて入館する、日帰りまたは宿泊を伴う、国内旅行商品であること。
- (2) 令和5年11月1日から令和6年2月13日帰着までの間に催行される商品であること。
- (3) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第4項に規定する「企画旅行契約」に基づく「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」であること。
- (4) 旅行商品の送客人員が100人以上（乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース）の旅行商品であること
- (5) 日帰り旅行の場合は、県内の有料観光施設等での入場（記念館を除く。）又は、県内の食事（自由食は除く）を1ヶ所以上利用すること。
- (6) 宿泊旅行の場合は、県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、県内の観光施設（記念館を除く。）を1施設以上利用すること。

2 本事業の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国・県及び連盟の各種助成金（国・県が他の団体等に委託して実施するものを含む。）が併給されないものであること。

(助成額)

第4条 助成金は送客実績に応じて次のとおり算定する。

助成金の額=①ツアー送客助成金+②来館送客助成金

旅行形態	①ツアー送客助成金	②来館送客助成金		助成限度額
	(有料人員1人あたり)			(1営業所あたり)
日帰り旅行	1,000円	平日	500円	40万円
宿泊旅行	2,000円			

※交付決定以前に遡った送客数は実績には含まれないものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は助成金交付申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、対象事業者へ通知するものとする。

(事業の変更)

第7条 対象事業者は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業について、内容、実施方法等を変更しようとする場合、助成金変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1) 助成金が1割を超えて減額となる変更

(2) 第1条で定めた目的の達成に支障が生じるおそれのある著しい事業内容の変更

3 前項に該当する場合で、助成金の額が変更となるときは、変更前の助成金額を上限とし、変更に応じて減額のみを行い、増額は行わないものとする。

4 会長は、第1項の変更を承認した場合は助成金変更承認通知書(様式第4号)により対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 対象事業者は、助成金を活用した事業を中止する場合は、申請取下げ書(様式第5号)

を会長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 対象事業者は、事業が完了したときは、事業終了後、15日以内に次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 送客実績報告書(様式第6号)
- (2) 岐阜関ヶ原古戦場記念館の入館証明書(様式第7号)
- (3) 有料観光施設の記名押印がある施設利用証明書(様式第8号)
- (4) 宿泊旅行の場合は、県内の宿泊施設の記名押印がある宿泊証明書(様式第9号)

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金額の確定通知書(様式第10号)により、対象事業者に通知するものとする。

(助成金の取り消し)

第11条 会長は、支援金の交付の決定または交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した支援金の一部あるいは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、支援金を交付することが適当でないと、会長が認めたとき。
- (3) その他、支援金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき

(助成金の交付)

第12条 対象事業者は、助成金の交付を受けようするときは、助成金請求書(様式第11号)を会長に提出するものとする。

- 2 助成金の交付は、精算払いとする。
- 3 連盟は、第1項の請求書を受理したときは、30日以内に支払うものとする。

(助成金の関係書類等の保存)

第13条 対象事業者は、助成金にかかる関係書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を対象事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存するものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 第 5 条の規定による申請があった場合において、申請者が第 2 条第 2 項の規定に該当するときは、会長は申請者に対して助成金を交付しないものとする。

2 会長が第 6 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第 2 条第 2 項の規定に該当することが明らかとなったときは、助成金の交付を取り消すものとする。

3 前項の場合において、第 12 条の規定により既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第 15 条 会長は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、対象事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 28 日から適用する。